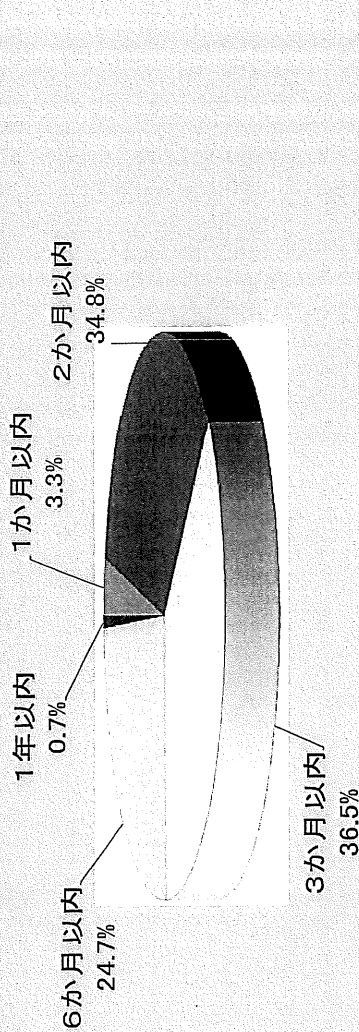


第4表

全国の労働審判既済事件の平均審理期間等  
(平成21年～25年)

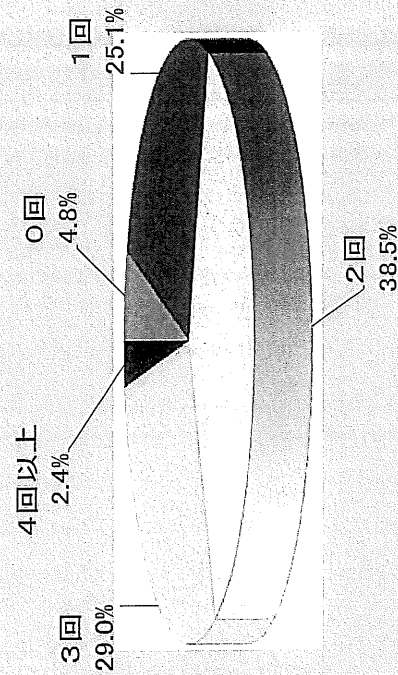
【申立てから終局までの審理期間等】

1か月以内	582 件	3.3%
2か月以内	6078 件	34.8%
3か月以内	6382 件	36.5%
6か月以内	4319 件	24.7%
1年以内	123 件	0.7%
合計 (対象件数)	17484 件	100%
平均審理日数	73.7 日	



【期日実施回数】

	0回	1回	2回	3回	4回以上	全体
調停成立	-	3395	5065	3495	317	12272
	-	27.7%	41.3%	28.5%	2.6%	100%
労働審判	-	443	1225	1389	88	3145
	-	14.1%	39.0%	44.2%	2.8%	100%
異議申立てあり	-	200	726	940	54	1920
	-	10.4%	37.8%	49.0%	2.8%	100%
異議申立てなし	-	243	499	449	34	1225
	-	19.8%	40.7%	36.7%	2.8%	100%
24条終了	27	271	255	107	10	670
	4.0%	40.4%	38.1%	16.0%	1.5%	100%
取下げ	713	281	190	80	13	1277
	55.8%	22.0%	14.9%	6.3%	1.0%	100%
却下・移送等	106	7	3	4	0	120
	88.3%	5.8%	2.5%	3.3%	-	100%
合計	846	4397	6738	5075	428	17484
	4.8%	25.1%	38.5%	29.0%	2.4%	100%



- (注) 1 件数は、平成25年12月末現在のものです。平成26年11月10日集計による行政局調べの概数値である。  
 2 「異議申立てなし」には、平成26年11月10日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

第5表

全国の労働審判既済事件の代理人の選任状況ごと  
及び終局事由ごとの処理状況（平成21年～25年）

	労働審判				調停成立		24条終了		取下げ		却下・移送等		合計	
	異議申立てあり		異議申立てなし		1884	64.5%	97	3.3%	260	8.9%	59	2.0%	2921	16.7%
	621	21.3%	302	48.6%										
申立人・本人	621	21.3%	302	48.6%	1884	64.5%	97	3.3%	260	8.9%	59	2.0%	2921	16.7%
相手方・本人	199	21.8%	53	26.6%	476	52.2%	28	3.1%	157	17.2%	52	5.7%	912	5.2%
相手方・弁護士代理人	417	21.1%	247	59.2%	1389	70.2%	67	3.4%	102	5.2%	5	0.3%	1980	11.3%
相手方・その他の代理人	5	17.2%	2	40.0%	19	65.5%	2	6.9%	1	3.4%	2	6.9%	29	0.2%
申立人・弁護士代理人	2522	17.3%	1616	64.1%	10385	71.3%	573	3.9%	1017	7.0%	61	0.4%	14558	83.3%
相手方・本人	446	22.5%	184	41.3%	925	46.6%	89	4.5%	483	24.3%	41	2.1%	1984	11.3%
相手方・弁護士代理人	2062	16.5%	1424	69.1%	9421	75.3%	483	3.9%	530	4.2%	19	0.2%	12515	71.6%
相手方・その他の代理人	14	23.7%	8	57.1%	39	66.1%	1	1.7%	4	6.8%	1	1.7%	59	0.3%
申立人・その他の代理人	2	40.0%	2	100.0%	3	60.0%	0	-	0	-	0	-	5	0.0%
相手方・本人	0	-	0	-	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	1	0.0%
相手方・弁護士代理人	1	33.3%	1	100.0%	2	66.7%	0	-	0	-	0	-	3	0.0%
相手方・その他の代理人	1	100.0%	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0.0%
計	3145	18.0%	1920	61.0%	12272	70.2%	670	3.8%	1277	7.3%	120	0.7%	17484	100.0%

(注) 1 件数は、平成25年12月末現在のもので、平成26年11月10日集計による行政局調べの概数値である。  
 2 「異議申立てなし」には、平成26年11月10日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

主な個別労働紛争解決機関の一覧表

性質	相談				その他	和解型				和解決型		訴訟型		
	総合労働相談コーナーへの相談	労働主管部局への相談	都道府県労働委員会への相談	民間労使団体への相談		都道府県労働局長の助言・指導	認定ADR	紛争解決センター	紛争調整委員会あつせん	労働主管部局あつせん	都道府県労働委員会あつせん	民事調停	労働審判	仮処分
名称	行政(国)	行政(地方公共団体)	行政(地方公共団体)	民間	行政(国)	民間	民間	行政(国)	行政(地方公共団体)	行政(地方公共団体)	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所
提供														
機関	都道府県労働局 総合労働相談センター	都道府県労働局 労働主管部局 ※都道府県により名称は異なる	都道府県労働委員会 ※28県で提供	各労使団体	都道府県労働局長	各ADR機関	各弁護士会 ※26弁護士会で提供	都道府県労働局 紛争調整委員会	都道府県労働局 ※都道府県により名称は異なる ※2 東京都をはじめ6都府県で提供	都道府県労働委員会 ※44都府県で提供	主に簡易裁判所	地方裁判所	各裁判所	各裁判所
公開性	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開	原則非公開	公開
労働紛争固有の制度か	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×
件数	1,050,042件	52,684件 ※東京都	3,100件	不明	10,024件	不明	65件 ※労働事件	5,712件	531件 ※東京都	409件	47,582件 ※全民事事件	3,678件 ※平成25年	449件 ※平成25年	3,341件 ※平成25年
解決率	—	—	—	—	—	不明	35.7% ※平成21年	39.1%	73.1% ※東京都	43.5%	不明	84.5% ※平成21~25年平均 調停成立・審判異議 申立なし・取下げの 合計	和解率 36.9% ※平成25年	和解率 50.0% ※平成25年
解決期間	—	—	—	不明	—	不明	不明	2か月以内: 92.0%	49日以内: 82.3% ※東京都	42.8日	不明	平均73.7日 ※平成21~25年平均	3ヶ月をめぐり ※東京地裁運用	平均13.1ヶ月 ※平成25年

※統計は原則として平成25年度のものによる

# 有期労働契約の更新パターンと雇止めの関係

更新パターン	雇止めの法的効果	判例等
<p>① 当然終了タイプ 契約期間満了によって当然に契約関係が終了する(常用的業務に相当期間就いたとしても、契約上有期雇用の趣旨が明確であればこのタイプに含まれる。大学非常勤講師など)。</p>	<p>期間満了により当然に契約終了 (解雇権濫用法理の類推適用の余地はない)。</p>	<p>有期雇用の原則どおり (反復更新、相当年数の勤続があっても当然終了を認めた裁判例として、重細重大学事件=昭63.11.25、ニッセイテック事件=大阪地判昭59.2.2)</p>
<p>② 実質無期タイプ 期間満了時の更新手続が極めてルーズであり(更新手続をしない、期間満了後の更新手続など)、実質的に期間の定めのない契約と異ならない状態に至っている。</p>	<p>解雇権濫用法理が類推適用される。 ただし、正社員の解雇に求められる理由とは程度が異なる。</p>	<p>東芝柳町工場事件=最判昭49.7.22</p>
<p>③ 期待保護タイプ 厳格な更新手続が行われているものの、契約更新回数、雇用の通算期間、当該職種の仕事付けなどから、雇用継続への合理的期待が認められる。</p>	<p>解雇権濫用法理が類推適用される。 上記②よりも緩やかに雇止めに認められる。</p>	<p>日立メデコ事件=最判昭61.12.4</p>
<p>④ 継続特約タイプ 更新回数が少なくても、格別の意思表示や特段の支障がないかぎり当然に契約更新されることを前提に契約を締結したものと認められる。</p>	<p>解雇権濫用法理が類推適用される。 当該契約の特殊事情を考慮した上で合理的理由の有無が判断される。</p>	<p>福岡大和倉庫事件=福岡地判平2.12.12 龍神タクシー事件=大阪高判平3.1.16</p>

## 各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況

※労働審判の数値は、最高裁から提供の資料をもとに、中労委事務局が独自で集計したものの。

労政主管部局等あっせんの数値は、6都府県のHPから引用または聞き取りをもとに集計したものの。

労働局あっせんの数値は、大臣官房地方課の記者発表資料をもとに集計したものの。

### (1) 新規係属件数

	労働委員会あっせん		都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判		
21年度	503	(対前年度)	1,085	(対前年度)	7,821	(対前年度)	3,531	(対前年度)			
22年度	397	(△21.1%)	919	(△15.3%)	6,390	(△18.3%)	3,313	(△6.2%)			
23年度	393	(△1.0%)	909	(△1.1%)	6,510	(1.9%)	3,721	(12.3%)			
24年度	338	(△14.0%)	801	(△11.9%)	6,047	(△7.1%)	3,660	(△1.6%)			
25年度	376	(11.2%)	710	(△11.4%)	5,712	(△5.5%)	3,627	(△0.9%)			

(注1) あっせんを行う労働委員会は、15年度以降44労委。東京都、兵庫県、福岡県では、労委はあっせんを行っていない。

(注2) 労政主管部局等あっせん件数は、労政主管部局であっせんを行っている6都府県(埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県)のあっせん件数の合計。

### (2) 解決率

	労働委員会あっせん	都道府県の労政主管部局等あっせん	労働局あっせん	労働審判
21年度	62.7%	66.2%	37.4%	78.9%
22年度	64.9%	72.4%	39.2%	79.9%
23年度	57.8%	65.5%	40.6%	79.4%
24年度	55.0%	70.7%	39.9%	81.0%
25年度	54.9%	72.5%	41.3%	79.4%

(注1) 各解決率は中労委事務局において算定。算式は以下のとおり。

- ・労働委員会あっせんは、取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。
- ・労政主管部局等あっせんは、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県の取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。
- ・労働局あっせんは、取下を除く終結件数に対する合意成立件数の比率。
- ・労働審判は、終了、取下及び却下等を除く既済件数に対する調停成立の件数の比率。

### (3) 処理期間

	労働委員会あっせん			都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判		
	1ヵ月以内	1ヵ月超2ヵ月以内	2ヵ月超	29日以内	29日超49日以内	49日超	1ヵ月以内	1ヵ月超2ヵ月以内	2ヵ月超	1ヵ月以内	1ヵ月超2ヵ月以内	2ヵ月超
21年度	46.9%	38.8%	14.3%	67.3%	15.7%	17.0%	53.0%	37.5%	9.5%	3.9%	33.8%	62.3%
22年度	47.1%	40.3%	12.6%	64.5%	11.4%	24.1%	56.9%	36.7%	6.4%	3.7%	37.3%	59.0%
23年度	52.9%	37.1%	10.0%	65.4%	14.3%	20.3%	54.4%	40.1%	5.5%	3.3%	37.2%	59.4%
24年度	54.2%	36.2%	9.6%	58.5%	15.3%	26.2%	55.8%	38.0%	6.2%	2.7%	35.0%	62.4%
25年度	40.7%	41.8%	17.5%	68.9%	13.4%	17.7%	50.0%	42.0%	8.0%	2.6%	29.6%	67.9%

(注1) 労働委員会のあっせん処理日数は「申請書受付日～終結日」で計算。

(注2) 労政主管部局等あっせん処理期間は東京都のもののみについて「あっせん当事者からの連絡日～確認書の了解日」で計算。

(注3) 労働局のあっせん処理日数は「申請書受理日～終結日」で計算。

(注4) 労働審判の審理期間は「申立日～終局日」で計算。労働審判の2ヵ月超67.9%のうち、2ヵ月超3ヵ月以内35.9%、3ヵ月超6ヵ月以内30.6%、6ヵ月超1年以内1.4%。